

# 所得稅の申告(確定申告)または市・県民稅の申告は早めに

稅の申告時期になりました。申告日程、会場等をご案内します。申告会場は混雑が予想されますので、郵送等による申告に協力ください。会場で申告される方は、必要書類などを事前に用意いただき、時間に余裕を持ってお越しください。

## 所得稅の確定申告

申告書は自分で作成して郵送・e-Tax等で申告  
所得稅・消費稅の確定申告書を提出される方は、「国税庁ホームページ」(http://www.nta.go.jp)で作成のうえ、郵送またはe-Tax等で早めの提出をお願いします。

確定申告書の提出が必要な方  
確定申告書の提出が必要な方は、申告書、申告書控え、返信用封筒(住所・氏名を記載し、必要な切手を貼付)を同封してください。所得稅の還付申告は、2月15日(日)以前でも受け付けています。送付先・申告相談会場 所沢事務所(〒359-0042・並木1-7) 相談時間 午前9時～午後5時

納期限 4月2日(月) 振替日 4月26日(月) 振替口座 4月20日(金) 消費稅および地方消費稅 (個人事業者) 納期限 4月2日(月) 振替日 4月26日(月) 振替口座 4月20日(金)

市・県民稅の申告が必要な方  
市・県民稅の申告が必要な方は、申告書3ページの表「市・県民稅の申告に必要な方チェック表」で確認してください。

市・県民稅申告書の入手  
市・県民稅申告書は、前年度に同申告書を提出した方(2月1日)から郵送します。

税理士による申告無料相談  
税理士事務所では、申告相談および申告書の作成を無料で行います。2月1日(日)～15日(木) (土・日曜日、祝日を除く) 対象 次のいずれかの方

【所得稅の確定申告】 2月16日(金)～3月15日(木) 【市・県民稅の申告】 2月7日(水)～3月15日(木)

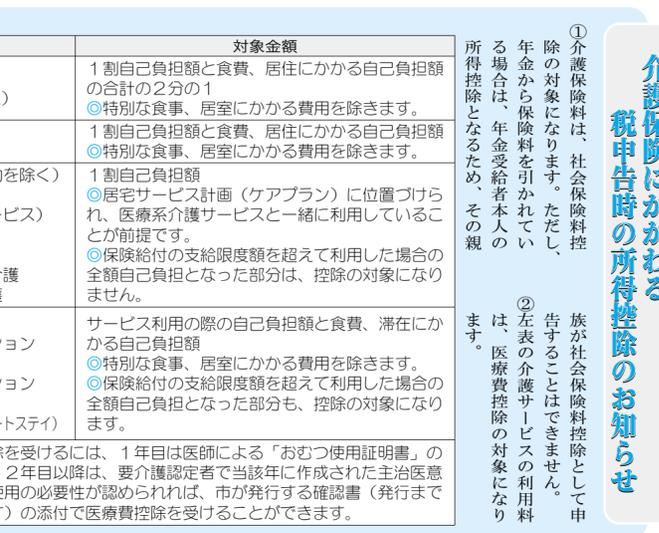
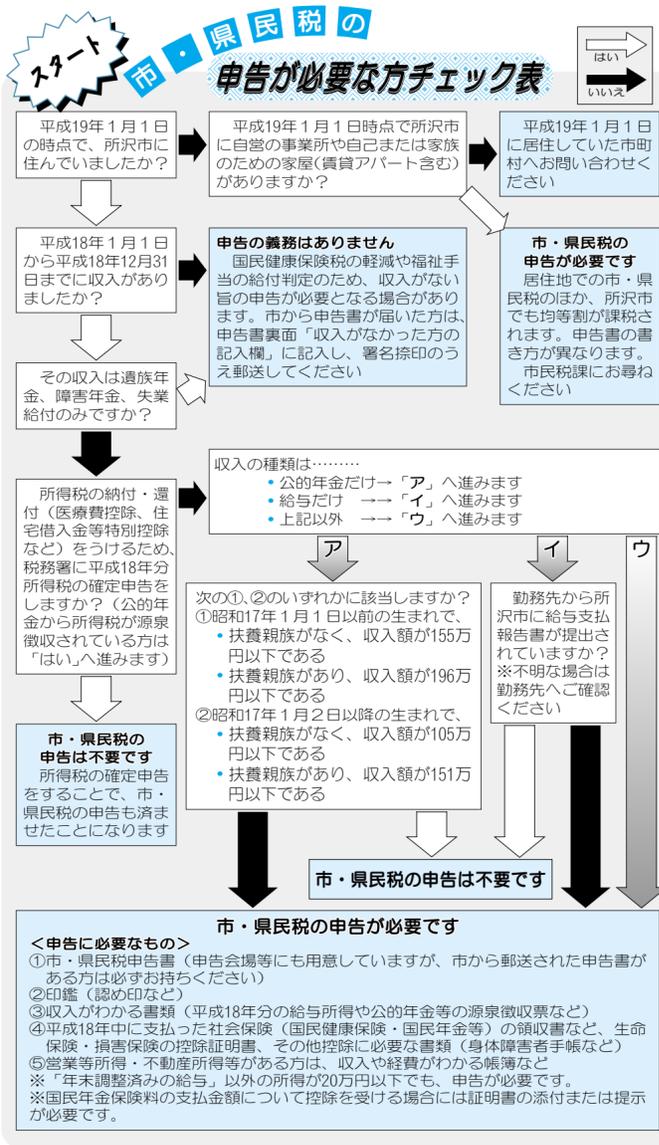
確定申告で税金が戻る方  
給与所得者で、雑損・医療費・寄付金・住宅借入金等特別控除等を受けることができる方

市・県民稅の申告  
市・県民稅の申告は税額を決定するだけでなく、さまざまな行政サービスを受けるために必要な手続きです。3月15日(木)までに申告してください。

市・県民稅申告受付日程表 (受付時間：午前9時～午後4時)

市・県民稅申告が必要な方  
市・県民稅申告が必要な方は、申告書3ページの表「市・県民稅の申告に必要な方チェック表」で確認してください。

市・県民稅申告が必要な方  
市・県民稅申告が必要な方は、申告書3ページの表「市・県民稅の申告に必要な方チェック表」で確認してください。



平成19年から 「地方にできることは地方に」という考えのもと三位一体改革(用語説明参照)が進められています。この改革の柱として、平成19年から、国から地方へ税源移譲が行われます。 ※問い合わせ 市民税課 (☎2998-9064・FAX2998-9409)

市・県民稅が 変わります  
今回の税源移譲のポイントとして、国の税金(所得稅)を減らし、その分地方の税金(市・県民稅)を増やす

Table comparing tax amounts before and after the reform. It shows a decrease in national tax and an increase in local taxes for both Mr. Taro and Mrs. Hanako.

市・県民稅の申告は不要です  
所得稅の確定申告をすることで、市・県民稅の申告も済ませたことになります

Table of medical expense deduction targets. It lists various services like nursing home care, home care, and rehabilitation, along with their respective deduction amounts.

介護保險にかかわる 税申告時の所得控除のお知らせ  
介護保險料は、社会保険料控除の対象になります。ただし、年金から保險料を引かれている場合は、年金受給者本人の所得控除となるため、その親族が社会保険料控除として申告することはできません。